

男女共同参画「モヤッとした言葉」「ケッときた言葉」入賞作品紹介

八頭町では、すべての人が年齢や性別にとらわれることなく、一人ひとりの個性や能力を認め合い支え合って暮 らせる「男女がともに輝くまちづくり」を目指して、様々な取り組みを行っています。

しかしながら、依然として固定的な性別役割分担意識から性別によって負担や責任が偏っている状況があります。 こうした状況を解消するため、家庭・地域・職場などで性別によって感じる違和感を共有し、無意識の思い込み(ア ンコンシャス・バイアス)に気づき、決めつけないことの大切さを考える機会とすることを目的に、八頭町男女共 同参画「モヤッとした言葉」「グッときた言葉」を募集したところ、多数のご応募がありました。ご応募いただきま した皆様、大変ありがとうございました。

選考会で厳正な選考が行われ、入賞した6作品を紹介します。

入賞作品は、今後、男女共同参画推進の啓発活動に使用させていただきます。

0010534

最優秀賞(1名)

(グッときた言葉)

「一緒に持ちますよ」



男性が少ない職場で働いていて、力仕事の全般を任されています。少し腰が弱いのですが、その場に男性が いなかったので一人で重いテーブルを運ぼうとした場面がありました。すると、私が腰が弱いことを知っている 女性の同僚が「一人で持ったらダメ」と大きな声で言ってくれ、「一緒に持ちますよ」と一緒に運んでくれました。 大きな声で言われたので、少し怖かったですが、男性だから重いものを一人で運ばなければと自分が思い込 んでいたことに気付き、また同時に同僚への感謝の気持ちが沸いて来ました。いつもとても助かっています。

優秀賞(2名)

(モヤッとした言葉)



「今日仕事遅くなったけど、お子さんのこととか大丈夫?」

ペンネーム はな さん

友人の話です。

職場で上司に「今日遅くなったけど、お子さんのこととか大丈夫?」と言われました。 気遣いはありがたいの ですが、すぐそこに、小さいお子さんを持つ男性職員もいます。 なぜ母親にだけその気遣いをするのでしょうか。

【グッときた言葉】



「お孫さんが自分から進んで、トイレ掃除をしてくれた。 とても感心したし、ありがとうございました。」

ペンネーム としちゃん さん

夏休みの児童クラブに参加した孫が、その施設のトイレ掃除を自分から進んでしたことに対し、後日、職員 さんからいただいた言葉。

気づきと思いやり、協力の大切さを改めて感じた。また、成長した孫を少し、誇らしく思い、嬉しかった。

入賞(3名)

【モヤッとした言葉】「おまえはわしの世話をするためにもらった嫁だ」

ペンネーム 春野たんぽぽ さん

【モヤッとした言葉】「お父さん、今日仕事はどうしただ?」

ペンネーム ひろくん さん

【グッときた言葉】「男も女から産まれてきたんじゃないか!!」

ペンネーム おばば さん

生活支援係 ☎ 72-3581 母子父子支援係 ☎ 72-3583 地域福祉係 ☎ 72-3586 障がい福祉係 ☎ 72-3590 / FAX72-3565

誰もが暮らしやすいまちづくり ~合理的配慮で支え合う社会へ~

12月3日から9日は「障害者週間」です。この機会に、すべての人が住みやすい地域づくりを目指し、「障害者差別解消法」と「合理的配慮の提供」の重要性について考えてみませんか。

■「障害者差別解消法」とは

障害者差別解消法は、障がいを理由とした差別の解消を目的に、平成25年に制定された法律です。この法律では、行政機関や事業者に対し、障がいのある人への「不当な差別的取扱い」を禁止し、障がいのある人からの申出に応じて、過度な負担がない範囲で合理的配慮を行うことを求めています。

■ 合理的配慮の提供とは?

社会で提供される設備やサービスは、障がいのない人には簡単に利用できても、障がいのある人には難しく、活動が制限されることがあります。こうした「社会的なバリア」について、障がいのある人が「取り除いてほしい」と求めた場合、過度な負担がない範囲で対応することを「合理的配慮の提供」といいます。

■ 合理的配慮の対象となる障がい者とは?



障がい者とは、障害者手帳を持っている人だけでなく、身体障がいのある人、 知的障がいのある人、精神障がいのある人、その他心や身体のはたらきに障 がいのある人で、障がいや社会の中にあるバリアによって、日常生活や社会 生活に相当な制限を受けている人すべてが対象になります。

■ 建設的対話でバリアを取り除こう

合理的配慮の内容は、障がいの特性や場面により異なり、また「不当な差別的取扱い」にあたるかは状況ごとに判断されます。対応が難しい場合でも、障がいのある人と事業者が互いに情報や意見を伝え合い、建設的な対話を通じて、目的に応じた代替手段を見つけることが重要です。まずは対話を重ね、ともに解決策を考えていきましょう!

~できなくて 困っています ます

社会的バリアを 取り除くための申出

~することで いかがでしょうか



~をお手伝い しましょう!

■ お困りごとがあればお気軽にご相談ください

障がいに関するお困りごとやご相談がある 方は、次の相談窓口をご利用ください。

● 東部4町基幹相談支援センター「はるひな」

20857-68-1632

● 福祉課 ☎72-3590

建設的対話

障がいのある人と事業者等が話し合い、 一緒に対応策を検討します。

対応例 筆談、読み上げ、代筆、タブレット 端末の利用、介助など

